

滋賀県における国土強靱化について

国土強靱化推進の枠組

事前防災・減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「**強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法**」(以下「基本法」という。)が平成25年12月に公布・施行され、「**国土強靱化基本計画**」(以下「基本計画」という。)が平成26年6月に策定された。

本県においても、基本法に則り、「**滋賀県国土強靱化地域計画**」(以下「地域計画」という。)を平成28年12月に策定し、平成30年12月の基本計画の見直しや、令和元年8月の「**国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議**」の申し合わせ事項(地域計画に基づく取組や事業に対して国関連予算の交付を「**重点化**」「**要件化**」)を踏まえ、令和2年6月に地域計画を改定した。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

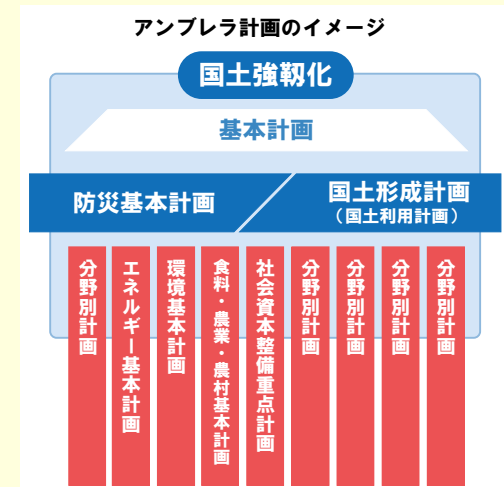
(H25.12.11 公布、施行、R5.6.16改正法公布、施行)

■目的、基本理念

・大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する。

■基本方針

1. 人命の保護が最大限図られること。
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
4. 迅速な復旧復興に資すること。
5. 施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
6. 取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることを基本としつつ、特に重大性又は、緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
7. 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。



国土強靱化基本計画

- ・法定計画、閣議決定、概ね5年毎に見直し
- ・大規模な自然災害等を中心として発生する災害を対象
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映

防災・減災、国土強靱化のための
3か年緊急対策
(平成30年度～令和2年度)

防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策
(令和3年度～令和7年度)

実施中期計画

調和

国土強靱化地域計画

- ・都道府県または市町村が策定・見直し
 - ・地域の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画
 - ・国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る都道府県、市町村の計画等の指針となる
- ⇒滋賀県および県内全市町で策定済
全国では、全都道府県、1,732/1,741市区町村が策定済

滋賀県国土強靱化地域計画(現行計画)

計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
対象とするリスク	「大規模地震および風水害」等の大規模自然災害
基本目標	① 人命 の保護が最大限図られること ② 社会の重要な機能 が致命的な障害を受けず維持されること ③ 県民の財産 および 公共施設 に係る被害の最小化 ④ 迅速な 復旧復興
事前に備えるべき目標	① 直接死 を最大限防ぐ ② 救助・救急、医療活動 が迅速に行われるとともに、被災者等の 健康・避難生活環境 を確実に確保する ③ 必要不可欠な 行政機能 は確保する ④ 必要不可欠な 情報通信機能・情報サービス は確保する ⑤ 経済活動 を機能不全に陥らせない ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク 等の被害を最小限に留めるとともに、早期に 復旧 させる ⑦ 制御不能な 複合災害・二次災害 を発生させない ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 復興 できる条件を整備する
施策分野	<個別施策分野>①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、 ⑥交通・物流、⑦農林・水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境 <横断的施策分野>①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

■ 以下の方法により脆弱性を評価し、施策の進行管理を行い、計画を推進、見直しをする。

① 県に大きな影響が生じると考えられる**41の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」**を設定

② 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに強靱化に関する**個別施策分野**および**横断的施策分野**を総合的に評価し、進捗状況を把握する。
 ・「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価
 ・「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、39の重要業績指標(KPI)を設定

③ 国基本計画による取組や県内市町の地域計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進し、県地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直す

滋賀県国土強靱化地域計画の改定

1 趣旨

基本法の制定から10年が経過しようとする中、**令和5年6月に基本法が改正**され、**7月には基本計画が改定**され、地域計画についても**令和6年度で計画期間の最終年度**を迎えるため、国の動向を踏まえた改定を行う。

2 基本的な考え方

基本計画の見直し内容を踏まえ、基本計画と調和のとれた地域計画とする。

3 改定後の計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年とする。

4 スケジュール案

